VIII

企業・株主間の合意等、コベナンツ「重要な契約等」における開示に関する留意点

監査法人アヴァンティア
公認会計士 今西 誠

【この章のエッセンス】

- 2025年3月31日以降に終了する事業年度に係る有価証券報告書から、「重要な契約等」として、3つの類型に係る開示上の対応が必要となる。
- 3つの類型について、規定されている内容に加えて、投資者の投資判断にとって有用と考えられる場合には、積極的な開示が求められることが各所で示されている。

はじめに

2023年12月22日、「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」の一部を改正する内閣府令」が公布された。また、これに伴い「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)」の改正(以下、あわせて「本改正」という)も行われている。本改正は、2024年4月1日付けで施行されており、2025年3月31日以降に終了する事業年度に係る有価証券報告書から適用されるため、12月を決算月とする会社においては、本事業年度から開示上の対応が必要となる(ただし、すでに締結されている契約等のなかには、秘密保持等の観点から見直しの必要があるものも含まれ得ることを踏まえて、本改正の施行日(2024年4月1日)前に締結された契約(社債の発行を除く)については、適用初年度は記載を省略する旨の記載に代えることができる[1])。

本章では、本改正の内容のうち、有価証券報告書において「重要な契約等」の開示上の対応が必要となる点に絞って、改正の概要や留意点を解説する。なお、参考となる先行開示例については脚注に示しているので、参照されたい。

(1) 2025年6月期におけるフィーチャ㈱の有価証券報告書参照

本改正の概要および留意点

本改正では、経営上の契約以外の契約の開示が十分になされてこなかったと考えられ、「経営上」という点に重きを置くものではないことを明確にするため、これまで「経営上の重要な契約等」とされてきた開示項目名が「重要な契約等」に変更されるとともに、個別分野における重要な契約について、開示すべき内容が明確化されている。具体的な内容は図表のとおりである。

なお、前記の記載すべき事項の全部または一部は、有価証券報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することできる。それぞれの類型における本改正の内容は以降で解説を行うが、全般的な留意点として、次を押さえておきたい。

- 企業・株主間の合意については、法的拘束力を有する合意が開示対象となるため、口頭の合意であったとしても、当該合意が法的拘束力を有する場合には開示の対象となる[2]。
- 親子会社間の契約は、子会社が有価証券報告書提出会社である場合に限り、子会社側のみ開示すればよい[3]。
- 法令上の開示の要請は、当事者間の合意による秘密保持義務に優先することから、個別の契約において秘密保持条項が設けられていたとし